

・人 広報



主な
話題

第74回通常総代
水稻作付順調に
年金友の会ゲートボール大会開幕戦
女性部花壇整備ボランティアに その他

6 月号
NO.656

TOPICS

田植えシーズンを終えましたが、収穫や管理作業に追われていると思います。疲労は最大の敵です。農作業事故などに気を付け、楽しく農業していきましょう！

■ 第74回通常総代会

5月24日(火)、第74回通常総代会を伊達市カルチャーセンターにて開催しました。本人出席37名、議決権行使書89名、委任状1名を合わせて127名、出席率92.7%をもって総代会が成立し、提出されたすべての議案が承認されました。佐藤組合長は「新型コロナやウクライナ問題など世界情勢が不安定な中、安定した食糧供給をしていく。人材不足の改善に取り組む」とあいさつしました。また、菊谷市長の挨拶では「農業の発展が市政の発展につながる。支援できることには投資していきたい」と話しました。

積極的な対話活動を軸とした各事業部門の推進強化や、信用部門における貸出金の伸長と提案型推進の恒常的実施、生活店舗では、人時生産性の向上と横断業務の確立と系統組織との協力を強化するとしました。

営農部門では新たにできたトマト選果場の有効利用を図るため、トマトの増反と新規就農者支援や冬野菜や伊達野菜の産地化強化、振興作物の作付推進を図ります。

また、昨年度の営農販売高は青果部門で13億4千万、畑作部門で5億2千万、畜産部門で33億8千万で前年比111%となりJA全体の経常利益は6,700万円で前年比119%です。

昨年より始めたさつまいもと落花生の産地化を目指した試験栽培は、ホクレンや長沼試験場の協力の元、伊達市内に7か所の試験圃場を設置し事業拡大しています。また、有害鳥獣対策や

労働力確保、スマート農業も引き続き支援し、各事業において組合員との連携を図りながら進めていく方針です。

《第73回通常総代会議案》

- 第1号 令和3年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記表の承認について
- 第2号 賦課金の賦課及び徴収方法について
- 第3号 令和4年度事業計画の設定について
- 第4号 役員の選任について
- 第5号 役員報酬の支給について
- 第6号 退任役員に対する役員退職慰労金の支給について
- 第7号 定款の一部変更について

報告事項1 「JAバンク基本方針」の変更について

報告事項2 労働保険事務組合の令和3年度徴収・納付状況の報告について



総代会のようす

■ 水稻作付順調に

5月中旬から下旬にかけて田植えが順調に行われました。水稻面積が多い長和・上長和地区は市内で最も早く田植えが行われ、一部の生産者は、密苗や自動操舵田植え機などを導入し、スマート農業にも取り組んでいます。市内の水稻作付面積は主食用米160ha、加工用米29ha、飼料用米18haの計207ha程度です。ななつぼしを中心にゆめぴりかなど5品種ほどが生産されています。

市内ではドローンによる防除や肥料散布など実施しています。スマート農業化に向け、最新技術を導入し、作業効率の向上に取り組んでいます。



前田幸彦さん（長和）

年金友の会



■ ゲートボール大会開幕戦

5月21日(土)、伊達歴史の杜ゲートボール場にてゲートボール大会開幕戦が開催されました。

当日は8名が参加し、好天の中心地よくプレーしていました。

成績は以下の通りとなっています。

○ゲートボール結果

優勝B 平泉 国子、角田 満、伊藤 喜枝
東海林 綾子

2位A 太田 智、東海林 信雄、堀 智博
篠原 裕治



ゲートボール開幕!

■ 東関内公共牧場入牧

5月25日(水)から5月27日(金)の間、東関内公共牧場にて育成牛の入牧が実施されました。

畜産課と関係機関の協力によって個体番号確認や写真撮影、体重計測、駆虫剤塗布の作業が手際よく行われ、次々と放牧されていきました。

今年は市内8戸の生産者から125頭（乳用牛91頭・肉用牛34頭）を、約70haの放牧地で育成することにより100kg前後体重を増やし、10月下旬に各生産者のもとへ戻ります。

また、6月10日(金)には登別公共牧場で入牧が行われました。



元気よく牧場へ



作業ができ、女性部員たちも有意義な時間を共有できた」と話していました。

■ 花壇整備ボランティア

5月26日(木)、くみあいマーケット本店前駐車場で女性部による花壇整備活動を実施しました。

参加人数は8名で人通りの多い道路に面しているくみあいマーケット本店の駐車場に景観美化の一環としてマリーゴールドを中心にパンジーとサルビアを計220本を植え、色とりどりの花で彩られています。女性部では毎年、試行錯誤しながら花の選定を行い、例年より多い花を植えました。

穴戸恵美子部長は「積極的に参加し、丁寧な



花壇整備記念に

生産資材課よりお知らせ

農業用ビニール・ポリ処理についてのお知らせ

下記日程にて廃プラ(塩ビ・ポリ)回収を行います。異物混入には十分注意願います。また、回収日には混雑が予想されますがご協力のほどよろしくお願い致します。

1. 場 所 伊達市館山町 伊達市農協麦乾施設
2. 日 程 **6月17日(木)** 黄金・稀府・東・中央・室蘭・登別
6月18日(金) 関内・長和・有珠・室蘭・登別
3. 時 間 **9:30～11:30 13:30～15:30**

※時間厳守でお願いします。

4. 注意事項

- ◎ 必ずフレコンバックにて搬入して下さい。
- ◎ 硬質塩ビ管、発泡スチロールは受入出来ません。
- ◎ 塩ビ・ポリの分別をしっかりと行ってください。
- ◎ 検量時には必ず立会下さい。
- ◎ 委任状が必要ですので必ず印鑑をご持参ください。

<廃プラ回収料金について>

	単価 (税別)
農 業 用 ビ ニ ー ル	30円/kg
農業用ポリエチレン	15円/kg
運 賃	8円/kg



◆お問い合わせ▶グリーンセンター…TEL：23-6115(森田・伊藤)

新登場！ 農業者賠償責任共済



農地や農業施設の所有・使用・管理や農作業に起因する損害賠償責任への保障をお考えの方におすすめします！

農業者賠償共済はこんな時にお役に立ちます

～農作業中における損害賠償事例～

事例①

畑で農薬を散布していたところ、薬剤が風にあおられて、隣の農家の畑に飛散し、生育不良となった。
(ドリフト)



損害賠償額 約 510 万円

事例②

肥育している牛が敷地外へ脱走し、走行中の車両と接触、車両に損害を与えた。



損害賠償額 約 70 万円

事例③

草刈りの作業中に巻き上げた小石が付近を走行していた車に当たり、破損させてしまった。



損害賠償額 約 50 万円

※お支払いには所定の条件があります。 ※損害賠償額は J A グループ調べ

農業者賠償責任共済の3つの特長

安心

幅広い賠償責任をカバー
多くの農業者共通の4つのリスクに対して1つの共済で総合保障。

施設賠償リスク 生産物賠償リスク
保管物賠償リスク 生産物回収費用リスク

シンプル

わかりやすい共済掛金設定
基準となるのは農地面積とご希望の支払限度額のみ。
3つのプランをご用意しています。

3,000万円コース
5,000万円コース
1億円コース

簡単

自動継続で手間いらず

1年で自動継続するため、面倒な継続手続き等は不要（農地面積に変更がある場合等除く）。



○共済掛金例：共済期間1年

(2022年4月現在)

農地面積	支払限度額		
	3,000万円コース	5,000万円コース	1億円コース
0.5ha未満	5,760円	6,500円	8,050円
0.5ha以上 1ha未満	6,950円	7,850円	9,720円
1ha以上 2ha未満	8,390円	9,470円	11,730円
2ha以上 4ha未満	10,120円	11,430円	14,150円
4ha以上 20ha未満	18,610円	21,010円	26,010円
20ha以上 50ha未満	48,280円	54,520円	67,490円
50ha以上 100ha未満	75,210円	84,920円	105,130円
100ha以上 200ha未満	92,830円	104,810円	129,770円
200ha以上 300ha未満	105,820円	119,470円	147,910円
300ha以上 400ha未満	114,360円	129,120円	159,860円
400ha以上 500ha未満	120,760円	136,340円	168,810円
500ha以上 (以降100haあたり)	+3,690円	+4,170円	+5,160円

POINT！

共済掛金は
必要経費として
計上することが
できます。

※法人は損金算入可能



農業者を取り巻くリスクは身近に存在しており、農地や農業施設の所有・使用・管理、農作業に起因する損害賠償事故が多く発生しているため、農業者賠償責任共済（ファーマスト）のご加入をご検討ください。

お問い合わせは

JA伊達市 金融共済課

JA共済

※この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

【22019990059】

いつ起こるか分からない
火災等・自然災害に備える



農業用建物内収容品保障プラン

例えば、このような事故・災害が発生しても…

火災



・バッテリー、配線ショート等による**火災**で収容品が損傷した

風・雪害



・**大雪**により建物が倒壊し収容品が損傷した

盗難



・建物に収容されていた農業機械が**盗難被害**を受けた

その他

・**地震**により建物が倒壊し収容品が損傷した
・建物内をトラクターで走行中、運転操作を誤り衝突した**農業機械**が損傷した※
※トラクターの損傷は除きます

※建物内に収容されている時に生じた損害に限ります。

J Aのむてきプラスがしっかりと保障します！

POINT
1

火災はもちろん、地震や自然災害まで幅広く保障します！
※共済金のお支払いには所定の条件があります。

POINT
2

買い替え・修理にかかった実損害額を保障します！
※約款に定める基準により算定した損害額について、火災共済金額を上限にお支払いします。
※地震等による損害を除きます。

POINT
3

共済掛金の一部を必要経費に計上することができます！
※お支払いいただいた共済掛金のうち、満期共済金に充てるための積立共済掛金に相当する額を控除した残額を必要経費とすることができます。

ご契約例【保障の対象：営業用什器備品】

火災共済金額	1,500 万円	満期共済金額	50 万円
--------	----------	--------	-------

※共済価額:1,500 万円 臨時費用共済金の支払割合 30%

共済掛金（払込方法：年払 口座振替扱い）

（2022 年 4 月現在）

農作業場・倉庫など（普通物件第 1 種）

単位：円

保障期間	建物の構造		
	木・防火造	耐火造 B・C	耐火造 A
30 年 (10 年継続 2 回)	87,734	60,117	50,282
20 年 (10 年継続 1 回)	95,856	68,246	58,414
10 年	120,702	93,113	83,290

糶・雑穀乾燥施設※など（普通物件第 2 種）

※火力乾燥を行うもの

単位：円

保障期間	建物の構造		
	木・防火造	耐火造 B・C	耐火造 A
30 年 (10 年継続 2 回)	93,534	60,953	53,145
20 年 (10 年継続 1 回)	101,646	69,081	61,276
10 年	126,457	93,941	86,148

※お引受けには所定の条件があります。

※継続特約を付すことにより、通算の共済期間を 20 年または 30 年にすることができます。継続後のご契約に適用される約款・掛金率は、継続の時に約款・掛金率となります。

※記載の税務の取扱い、2022 年 1 月末現在の法令等および国税当局への照会結果に基づくものであり、将来の取扱いを保証するものではありません。

Q1:農業用物件とは？

A1:農作業場、籾乾燥施設、個人が所有する住宅敷地外の倉庫や農業法人が所有する倉庫などをいいます。

※住宅と同一敷地にある納屋や格納庫は「住宅物件」となり、それらの建物に収容されているものは「家財家具」となります。（お引受けには所定の条件があります）



Q2:保障の対象になる収容品とは？

A2:以下のような収容品が対象となります。

項目	具体例
農耕作業用 小型特殊自動車	トラクター、コンバイン、田植機など ※道路運送車両法に規定する自動車を除きます。
農業機械	スプレイヤー、モアコンディショナー、ロールベアラーなどの被けん引作業機 籾乾燥機、籾摺機など ※1つあたり再取得価額1億円以内のものに限ります。
農具	農業に使用している工具や鍬など
農業用資材	農業に使用する農薬、肥料、飼料、牧草ロール、エサ用のわらなど ※商品は除きます。
その他	冷蔵庫、洗濯機など

※表記は一例です。

※外壁の一部または全部を欠く建築物（特定建築物）の収容品はお引受けできません。



建物更生共済



いつ起こるか分からない
火災等・自然災害に備える

お問い合わせ先

JA伊達市 金融共済課



※お引受けには所定の条件があります。

※この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

【22019990068】



▶第31回理事会…令和4年5月31日(火)

- 第 1 号 組合員の資金貸付に係る担保評価基準価格の変更について
- 第 2 号 令和4年度組合員信用限度・クミカン供給限度・貸付極度査定書について
- 第 3 号 役員員する資金供給について
- 第 4 号 令和3年度JAバンク基本方針に基づく財務モニタリングの報告について
- 第 5 号 行政庁への業務報告書の提出について
- 第 6 号 理事の報酬(案)について
- 第 7 号 第1・四半期監事監査日程について
- 第 8 号 不祥事根絶に向けた重点3カ年対策について
- 第 9 号 令和4年度役員賠償責任保険契約の締結について
- 第10号 規程類管理規程及び規程類取扱要領の一部改正について

▶第4回役員協議会…令和4年5月31日(火)

- 第 1 号 職員処遇・退職に関して
- 第 2 号 その他

農薬の適正使用とドリフト防止の徹底へ!

春の播種・定植が終わり、農薬の使用回数が増える時期となりました。自農場の登録外農薬や近隣農場へのドリフトは毎年報告されます。適正な農場運営のために安心・安全な農作物生産に取り組みましょう!

○農薬ラベルを必ず確認!

- ・適用作物の確認
- ・使用量、倍率の確認
- ・時期、日数の確認
- ・総使用回数の確認

○栽培履歴に必ず記帳!

- ・作物名の記帳
- ・圃場名の記帳
- ・使用月日の記帳
- ・農薬の総称を記帳
- ・使用量、倍率を記帳

○周辺的环境に配慮!

- ・強風の日には散布しない
- ・風向き、散布圧に注意
- ・水田への散布後1週間
は落水、かけ流ししない

○できれば近隣農家、住民に連絡!

- ・近隣農家へ農薬散布の連絡!
- ・住民へ農薬散布の連絡!

※ドリフトの情報や相談は営農指導課へ

未来を変える。 みんなで変える。

国営緊急農地再編整備事業

「伊達地区」 Vol.56

国営事業「伊達地区」Q&A

- Q. いつから工事が始まるのか。
A. 令和3年度から測量・設計業務が行われており伊達地区としての最初の工事は、今年の夏から大平地区で着工予定です。
- Q. 工事の順番はどのように決めるのか。
A. ①関内地区、長和地区で整備する面積に偏りが生じないように平均的に工事を進める。
②各排水系統の下流側から整備を行う。
この2点を基本的な考え方とし、現時点で令和5年度までの順番が決まっています。
- Q. 工事の要望はどのように確認するのか。
A. 工事着工の前年に各耕作者の意見を聞いた後設計を行い提示します。
- Q. 1ほ場の工事は1年間で終わるのか。
A. 特別な事情が無い限りは、当該年度中に工事が終わり、翌年度から耕作できるようになります。
- Q. 工事による休耕に伴う収入補填はあるか。
A. 「促進費」という国の補助制度により、伊達地区の場合30,500円/10aを事前に納入することで、61,000円/10aが交付されます。
ただし、夏期施工を行うことや工事年度に収益作物を収穫しないことなど、一定の条件があります。
- Q. 事業費は誰が、どのくらい負担するのか。
A. 事業完了後、事業費の2.7%を耕作者が負担することを原則としていますが、個々の事情により、土地所有者と耕作者が協議して負担者や負担割合を決定しても問題ありません。

◆問い合わせ先

伊達地区国営緊急農地再編整備事業
促進期成会事務局
(伊達市経済環境部農務課農地再編推進室内)
TEL0142-82-3201(直通)

